



那健国第 199 号  
平成 21 年 8 月 6 日

沖縄県医師会  
沖縄県薬剤師会 各位

那覇市国保長寿医療課長  
那覇市健康保険局  
国保長寿  
医療課長印

国民健康保険法第 44 条に基づく一部負担金減免額の請求方法について（依頼）

冠省、貴職におかれましては、日頃から本市の国民健康保健の運営にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、本市国保において取り扱う、国民健康保険法第 44 条に基づくいわゆる「一部負担金減免制度」におきましては、減免された自己負担額の医療機関等からの請求方法は従来、本市専用の請求書を保険者宛に送付頂くことでお取り扱い頂いていたところで

す。これにつきまして、①レセプトを通じて審査支払機関（国保連合会）に請求する方法が標準であるとの情報を国保連合会からいただいたこと、ならびに、②同減免制度の取り扱いが今後各保険者においても広がるとみられ、そのため請求方法の標準化の重要性は一層高まると思われることなどから、本市におきましても従前からの専用請求書による取り扱いを終了することといたしました。

このようなことから、本件につきまして貴会所属の会員各位に周知方のご協力をいただけますよう依頼いたしますので、ご高配の程よろしくお願いいたします。

記

- 1 お知らせ用文書・・・別添

【お問い合わせ】

那覇市健康福祉部健康保険局  
国保長寿医療課給付 G（武元）

Tel 098-862-4262

Fax 098-862-4265

那健国第 198 号  
平成 21 年 8 月 6 日

保険診療機関・薬局 各位

那覇市国保長寿医療課長  
(公印省略)

国民健康保険法第 44 条に基づく一部負担金減免額の請求方法について (お知らせ)

冠省、各位におかれましては日頃から本市の国民健康保健の運営にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、本市国保において取り扱う、国民健康保険法第 44 条に基づくいわゆる「一部負担金減免制度」におきましては、減免された自己負担額の皆様からの請求方法は従来、本市専用の請求書を保険者宛に送付頂くことでお取り扱い頂いていたところです。

これにつきまして、①レセプトを通じて審査支払機関(国保連合会)に請求する方法が標準であるとの情報を国保連合会からいただいたこと、ならびに、②同減免制度の取り扱いが今後各保険者においても広がるとみられ、そのため請求方法の標準化の重要性は一層高まると思われることなどから、本市におきましても従前からの専用請求書による取り扱いを終了することといたしました。

各位におかれましては、本件につきましてご理解をいただきますとともに、今後とも一部負担金減免制度運営へのご協力をお願いいたします。

#### 記

- 1 那覇市国保における一部負担金の減免額の請求方法  
従来：那覇市の専用請求書による請求  
今後：レセプトによる請求(詳細はレセプトの記載要領を参照するか、国保連合会にお問い合わせください)
- 2 専用請求書による取り扱い  
平成 21 年 6 月診療分まで。7 月診療分からはレセプトにより請求ください。
- 3 その他  
従前の請求において、保険者と審査支払機関の両方から支払いがあった可能性があります。この場合、返還のお願いがある場合がありますので、あわせてご承知おきください。

#### 【お問い合わせ】

那覇市健康福祉部健康保険局  
国保長寿医療課給付 G (武元)

Tel 098-862-4262

Fax 098-862-4265